

第123号議案

県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第 1 条 県営土地改良事業分担金等徴収条例 (昭和51年島根県条例第34号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「並びに」に改め、「第91条の 2 第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 6 条第 1 項中「受益者が県営土地改良事業」の次に「 (法第87条の 3 第 1 項の規定により県が行う土地改良事業 (以下「農地中間管理機構関連事業」という。) を除く。) 」を加え、同項第 1 号中「第113条の 2 第 3 項」を「第113条の 3 第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 県は、法第91条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、農地中間管理機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第87条の 3 第 7 項において準用する法第87条第 5 項の規定による当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該農地中間管理機構関連事業の工事の完了につき法第113条の 3 第 3 項の規定による公告の日 (その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日) の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第91条の 2 第 6 項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。ただし、知事がやむを得ないものとして承認したときは、この限りでない。

第 7 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前条第 3 項に規定する特別徴収金の額は、知事の定めるところにより、当該農地中間管理機構関連事業に要した費用の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額から、当該農地中間管理機構関連事業に係る市町村負担金の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額を差し引いて得た額の範

圏内において知事が定める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第17号左欄の(1)中「第87条の3第6項」を「第88条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。